

「徳島県国民健康保険運営方針」の見直し

1 次期運営方針の期間

令和3年4月から令和6年3月まで

2 見直しの方向性

(1) 納付金及び標準保険料率の算定方式等

① 資産割の廃止

「資産割」については、全国的には廃止の動きにあること、県内市町村の多くが問題点を認識していることから、**納付金及び標準保険料率の算定については、次期運営方針期間から廃止する方向とし、納付金額等への影響を踏まえ、段階的に縮小することとする。**

なお、3方式への移行期間は、運営方針期間にあわせ**3年間**とする。

※ 市町村の保険料（税）の賦課方式については、賦課決定を行う各市町村の判断において3方式の導入を検討し決定する。

② 保険料水準の在り方

現状では、医療費水準の差異を課題とする市町村が多いことから、**次期運営方針期間においては、納付金算定に各市町村の医療費指数を反映することとする。**

一方で、今般の制度改革が、国保財政の基盤強化と財政運営の県単位化により、国保制度の安定化を目指すものであることを考慮すると、県全体での支え合いの在り方（保険料水準の統一化）は今後の検証課題のひとつである。

保険料水準の統一に係る国の動向、また、全世代型の社会保障制度の給付と負担の見直しが国保制度に与える影響等を見極めながら、将来的な統一を視野に入れた保険料水準の在り方について、県と市町村間で事例等の情報共有を図り、議論を深めるとともに、まずは、各市町村の医療費水準や保険料収納率等の適正化に向け、連携して取り組むこととする。

③ 医療費適正化のインセンティブ

国において保険者の「予防・健康」インセンティブの強化が図られる中、予防・健康づくりの主要課題への各市町村の取組みを深めるためにも、**保険者努力支援制度の県交付分を活用した重点配分を、次期運営方針期間から実施することとする。**

(2) 収納率目標の設定

現行3区分の保険者規模別ごとに、近年の収納率実績を勘案して、新たな収納率目標を設定することとする。

なお、県内市町村の被保険者数の現状を踏まえ、「5万人」の区切りを「4万人」に改めることとする。

(3) その他

○ 市町村が担う事務の効率化、標準化等の推進

市町村が担う事務の効率化、標準化等の推進に向け、実施主体を中心とした具体的提案のもと、検討を行うこととする。

県においては、提案者と連携し、協議の場の設定、他県の取組み事例に関する情報収集、意見の集約等、全体の調整に努めることとする。